

島田市おでかけデイサービス費用基準額等を定める要領

平成27年10月29日

告示第225号

(趣旨)

第1条 この要領は、島田市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成27年島田市規則第30号。以下「規則」という。）第61条に規定する島田市おでかけデイサービス費用基準額の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び規則で使用する用語の例による。

(事業に要する費用の額)

第3条 おでかけデイサービス費用基準額は、別表1に定める。

2 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から当該事業所に通う者に対し、おでかけデイサービスの提供を行った場合のおでかけデイサービス費用基準額は、別表2に定める。

(1単位の単価)

第4条 費用の額の算定に要する1単位の単価は、10円とする。

(単位の区分)

第5条 おでかけデイサービスの単位の区分は、当該サービスを提供する時間により、次の各号に定める区分とする。

(1) おでかけデイサービス半日 3時間以上5時間未満

(2) おでかけデイサービス1日 5時間以上9時間未満

(利用の回数)

第6条 おでかけデイサービスの利用の回数は、利用者の要支援状態区分に応じ、次の各号に定める回数の範囲内とする。

(1) 要支援1 週1回程度（回数の単位を用いるときは月4回まで）

(2) 要支援2 週2回程度（回数の単位を用いるときは月8回まで）

2 事業対象者がおでかけデイサービスを利用する場合の利用の回数は、利用者の心身の状況に応じ、介護予防支援事業者のケアマネジメントにより前項各号のいずれかの区分とする。

(第1号事業支給費の割合)

第7条 第1号事業支給費の支給割合は、100分の90とする。

2 前項の規定にかかわらず所得の額が法第59条の2第1項の規定が適用され

る場合の第1号事業支給費の支給割合は100分の80、同条第2項の規定が適用される場合の第1号事業支給費の支給割合は100分の70とする。

(平30告示197・一部改正)

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年7月27日告示第197号)

(施行期日)

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月3日告示第68号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第83号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第1項関係)

- (1) おでかけデイサービス半日Ⅰ 1,120 単位
(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の通所)
- (2) おでかけデイサービス半日Ⅱ 2,240 単位
(事業対象者・要支援2 1月につき・週2回程度の通所)
- (3) おでかけデイサービス半日Ⅲ 37 単位
(事業対象者・要支援1・2 1日につき・週1回程度の通所)
- (4) おでかけデイサービス半日Ⅳ 74 単位
(事業対象者・要支援2 1日につき・週2回程度の通所)
- (5) おでかけデイサービス半日Ⅴ 258 単位
(事業対象者・要支援1・2 1回につき・出来高)
- (6) おでかけデイサービス1日Ⅰ 1,400 単位
(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の通所)
- (7) おでかけデイサービス1日Ⅱ 2,800 単位
(事業対象者・要支援2 1月につき・週2回程度の通所)
- (8) おでかけデイサービス1日Ⅲ 46 単位
(事業対象者・要支援1・2 1日につき・週1回程度の通所)
- (9) おでかけデイサービス1日Ⅳ 92 単位
(事業対象者・要支援2 1日につき・週2回程度の通所)
- (10) おでかけデイサービス1日Ⅴ 323 単位
(事業対象者・要支援1・2 1回につき・出来高)

別表 2 (第 3 条第 2 項関係)

事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から当該事業所に通う者に対し、サービスの提供を行った場合

- (1) おでかけデイサービス半日Ⅰ 802 単位
(事業対象者・要支援 1・2 1 月につき・週 1 回程度の通所)
- (2) おでかけデイサービス半日Ⅱ 1,604 単位
(事業対象者・要支援 2 1 月につき・週 2 回程度の通所)
- (3) おでかけデイサービス半日Ⅲ 27 単位
(事業対象者・要支援 1・2 1 日につき・週 1 回程度の通所)
- (4) おでかけデイサービス半日Ⅳ 54 単位
(事業対象者・要支援 2 1 日につき・週 2 回程度の通所)
- (5) おでかけデイサービス半日Ⅴ 185 単位
(事業対象者・要支援 1・2 1 回につき・出来高)
- (6) おでかけデイサービス 1 日Ⅰ 1,082 単位
(事業対象者・要支援 1・2 1 月につき・週 1 回程度の通所)
- (7) おでかけデイサービス 1 日Ⅱ 2,164 単位
(事業対象者・要支援 2 1 月につき・週 2 回程度の通所)
- (8) おでかけデイサービス 1 日Ⅲ 36 単位
(事業対象者・要支援 1・2 1 日につき・週 1 回程度の通所)
- (9) おでかけデイサービス 1 日Ⅳ 72 単位
(事業対象者・要支援 2 1 日につき・週 2 回程度の通所)
- (10) おでかけデイサービス 1 日Ⅴ 250 単位
(事業対象者・要支援 1・2 1 回につき・出来高)